

部位	対象	対象外
共通	<p>○修理に伴う撤去、処分</p> <p>○応急修理をするにあたり必要な排水・乾燥</p> <p>○修理の方法は代替措置でも可（柱の応急処置が不可能な場合の壁の新設等）</p> <p>○工事に必要な付帯仮設工事等も対象</p> <p>○内装は基本的に対象外。ただし、以下の場合は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壊れた床下地の修理と併せてフローリングや畳などの補修を実施する場合（日常生活に欠くことのできない部分の破損箇所である場合） ・壊れた壁下地の修理と併せて壁紙等の補修を実施する場合（日常生活に欠くことのできない部分の破損箇所である場合） ・汚泥や悪臭により使用できないと判断した床下地や壁下地、天井下地の修繕。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害が原因ではない破損箇所の修理 ●解体工事のみ ●洗浄・消毒等 ●内装は基本的に対象外 ●仕様上性能向上となる機器や材料への交換
屋根	○壊れた屋根の補修（屋根の葺き材の変更も対象）	<ul style="list-style-type: none"> ●経年劣化による雨漏り等 ●古くなった屋根葺き材の取替え
構造部材 ・ 基礎	<p>○傾いた柱の家起こし（筋交の取替え、耐震合板の打付等耐震性確保のための措置を伴うものに限る）</p> <p>○破損した柱梁等の構造部材の取替え</p> <p>○柱修理等に必要内装の修理（復旧）は対象</p> <p>○壊れた基礎（無筋基礎の場合、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）</p>	
外壁	<p>○壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。）</p> <p>○外壁の修理とともに内壁側の壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限る</p> <p>○外壁断熱材（断熱材の吸水膨張による取替え等）</p>	●内壁側の仕上げのみの修理
内壁	<p>○構造修理や設備取替えと併せて行わざるを得ない最小限の壁（下地及び仕上げ材）の補修。</p> <p>○珪藻土や聚楽壁</p> <p>○壊れた壁下地の補修（壁下地の補修と併せて行わざるを得ない仕上げ材の補修復旧を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●古くなった壁紙の張替え ●災害を受けた箇所の仕上げ材のみ（壁紙等）の張替え
床	<p>○応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等のための工事。</p> <p>例：床組（根太、大引等）又は 下地板（合板、座板）が壊れている、吸水による変形、床下の破損がある修繕</p> <p>○構造修理や設備取替えと併せて行わざるを得ない最小限の床（下地及び仕上げ材）の補修。</p> <p>○壊れた床下地の補修（床下地の補修と併せて行わざるを得ない仕上げ材、畳の補修復旧を含む）</p> <p>○屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床下地及び床下地と併せて行う畳の取替え</p> <p>○床下断熱材（断熱材の吸水膨張による取替え等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●仕上げ材のみ（フローリング、クッションフロア等）の修繕 ●畳のみの交換
天井	○日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等における天井の落下、ずれ、たわみ等の損傷箇所（雨漏りや漏水、浸水が原因で落下の危険がある場合に限る。）	●汚れによる交換
建具	<p>○外部に面する壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替えを含む）</p> <p>○内部建具は基本的に対象外。ただし、以下の場合は対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間浸水することで反ってしまったドアや、枠組みが破損した襖や障子（玄関、居間、便所、風呂等への出入口に限る）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●内部建具は基本的に対象外（例：障子やふすまの張替え）
造付け家具		●造付け家具は対象外
上下水道	○上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）	
浄化槽	○浄化槽（ブローアー含む）が壊れたことによる修理、交換 ※破損箇所のみ	
電気 ・ ガス	<p>○電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）</p> <p>○ガス給湯器、電気温水器等が壊れたことによる修理、交換</p>	●コンロのみの修理、交換
設備	○キッチンが破損したことによる修理、交換	
給排気	○壊れた給排気設備の取替え	
衛生設備	<p>○洗面化粧台（洗面ボウルのみ対象）が破損したことによる修理、交換</p> <p>※洗面機能の復旧に係る修理のみ</p> <p>○壊れた便器、浴槽等の交換（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面化粧台の扉の吸水による変形、鏡の破損の修繕 ●壊れていない便器の取替え ●洗浄機能が付加された部分の交換
エアコン		●エアコン（室外機含む）は対象外
家具・家電		●家具・家電は対象外